

ス ー パ ー 積 金

(令和8年9月1日現在適用中)

1. 商 品 名 (愛 称)	・ 定期積金 (スーパー積金)
2. 販 売 対 象	・ 組合員（個人、法人）および個人組合員家族 ※ 出資金1万円以上お持ちの方が対象となります
3. 契 約 期 間	・ 1年、2年、3年、4年、5年
4. 払 込 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 1万円以上 1,000万円未満 ・ 1,000円単位
5. 支 払 方 法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 給付補填金 (1) 適 用 利 率 (2) 給付補填金 の支払方法 (3) 計 算 方 法	・ 固定利率 ・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7. 税 金	個人 ・ 20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日の期間に支払われる利息には復興特別所得税が課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率となります 法人 ・ 総合課税
8. 手 数 料	——
9. 付 加 で き る 特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入れができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います
11. 金 利 情 報 の 入手方法	・ 金利については当組合HPまたは窓口でお問い合わせください

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください 【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】 【お客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-007-882（サービス番号「7番」） 住所：〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目4番地3 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください ホームページアドレス https://www.shoushin.co.jp 苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています 【しんくみ相談所（社）全国信用組合中央協会】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 ・ 紛争解決措置 岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター（058-265-0020）、東京弁護士会 紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申出ください
13. その他参考となる事項	・ この商品は預金保険制度の対象です ・ 保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です ・ 払込みが年間120日以上遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します